

■ 取組経緯

本市では、東日本大震災等の経験も踏まえ、平成24年3月に災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を作成し、災害時要援護者情報登録制度を導入するなど、地域の方々の支え合いを一つの基本とした取り組みを推進してきた。

同制度は、本人・家族からの申し出による情報登録と、市から地域への登録情報に基づく定期的な名簿提供、そして地域における顔の見える関係づくりや助け合いの体制づくり等が行われている。

ただし、いわゆる手上げによる登録制度であり、登録名簿を避難行動要支援者名簿としているため、真に避難支援を要する方を網羅できていない状況があった。

災害対策基本法の改正を受け、自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者の避難の実効性確保に向けた取り組みを実施するため、防災・福祉部局が連携を深め取り組むこととした。

■ ハザード等の状況

本市は、8指定河川の洪水浸水想定区域が市内に及んでおり、これらの避難の対象となる人口は約40万人である。また、936の土砂災害警戒区域が指定されており、避難の対象人口は約30万人である。近年の激甚・頻発化する豪雨災害等を踏まえ、避難情報の対象区域等における避難行動要支援者を把握するとともに、避難の実効性を確保することが必要である。

なお、令和元年東日本台風（台風第19号）においては、早期に避難情報を発令する中、市内167の避難所に最大6,549人が避難した。避難行動要援護者名簿を配布した町内会・自主防災組織など約1,200団体のうち、約200団体程度が名簿を活用して安否確認等を行い、民生委員等による安否確認も行われたことを伺っている。

■ 地域の支え合いによる取組の推進

本市では、共助による配慮が必要な方への地域の主体的な取り組みを支援しており、要支援者支援のための手引きや事例集を地域や関係者へ提供するとともに、総合防災訓練等においても支援方法等の訓練を採り入れてきた。

現行制度は手上げ中心による情報登録制度であるが、避難場所等の個別避難計画に必要な設定を加え、本人・家族・地域記入の計画作成を推進する。

平常時からの取り組み

顔の見える関係づくり

- ・ 日ごろからの声かけ、見守り活動

情報の整理・収集

- ・ 支援が必要な方の情報を集める

助け合いの体制づくり

- ・ 安否確認や情報伝達の方法を決める

防災訓練の実施

- ・ 避難場所やルートの確認

災害時の助け合い



隣近所で声かけ

- ・ 安否の確認
- ・ 災害情報の伝達

必要に応じて支援

- ・ 避難場所へ誘導
- ・ 救出救助に協力

■ 公助による個別避難計画作成、対象・優先度の検討

国の作成経費支援を活用し、福祉専門職等の協力を得て行う個別避難計画の作成を検討しており、地域でのモデル事業に今後取り組む。ご本人の状況とともに災害リスクを踏まえた優先度設定を検討している。

優先度
の検討

心身やくらし
の状況

×

災害
リスク

本市は右記の避難情報発令対象地域の該当町丁目（町名）を把握している。避難を要する地域を検討しやすい利点がある。

立ち退き避難が必要な地域

津波避難エリア（本市設定）

土砂災害警戒区域等

洪水浸水想定区域

防災重点ため池の浸水想定区域

■ 引き続き検討が必要な課題等（主な論点）

● 「避難支援等実施者」をどのように確保していくか。

地域コミュニティの高齢化や、支援の担い手を確保しにくい問題、町内会非加入世帯など地域との接点が少ない等々、様々なケースにおいて支援者をどのように確保・マッチングしていくか。

過去の町内会アンケート等にも、個人情報取り扱いや、支援者探しを取組上の課題としている団体が多くあり、苦慮する声をいただいている。

（このままでは、支援者の欄が未記入な個別避難計画が、多数生じかねない懸念がある。）

● 「避難支援等実施者」の安全確保の問題。

令和 3 年度の災害においても福祉関係者の被災事例があり、支援者の安全をどのように確保していくか。支援者の安全確保も前提に、共助の方法を議論していく必要がある。

● 本人・地域記入の個別避難計画と、福祉専門職等の協力を得た個別避難計画の差異等。

作成に関与する機関・団体等の差異、支援者の確保状況、経費支援の有無等、これらの「違い」がどのような影響を及ぼしうるか、さらに検討が必要である。

福祉専門職等の協力を得る場合にも、ハザードマップやマイ・タイムライン等の活用について必要なノウハウを得ていただくとともに、説明会や研修など継続的な支援が欠かせない。

■ 本モデル事業での検討事項等

